

○予算審査等特別委員会（第4号）

---

平成31年3月14日（木曜日）

午前10時 0分 再開

午後 3時55分 散会

---

○三橋和史委員 三橋でございます。1時間の持ち時間をいただいて質問いたします。限られておりますので、既に出ている分野については省いて質問を行っていきたいと思います。

まず初めに、奈良市消防音楽隊について、消防局長に質問いたします。

消防・救急・救助隊員から構成されている消防音楽隊に対しましては、人手をとられ、現場に影響が出ているなどといった批判も一部議員から出ているところです。しかしながら、私は、人員不足による消防力の低下は生命を守る政策に直結するものではありませんけれども、この人員不足の解決の方法として音楽隊の廃止に直結させる意見は極めて短絡的で、浅はかであると言いたいものと考えております。

奈良市消防音楽隊は昭和61年に発足し、消防広報を担い、消防職員の士気高揚、情操を涵養するという重大な使命を負ってきたわけでありますが、現場の活動とともに、音楽隊の任務も公務であります。小学校での演奏活動などでは小学生らが初めて生演奏に触れる機会にもなり、同時に消防への理解を深めるという貴重な機会を提供しているものと理解しております。

職員数の問題は、音楽隊が存在しているからではなく、市の定員管理及び採用計画に問題があるから発生しているわけでありまして、音楽隊の廃止によって解決するというような問題ではないということを初めに指摘しておきます。

これを踏まえましてお聞きいたしますが、消防音楽隊の運営経費については、平成28年度から全額削除されていることが発覚しております。今年度も計上されておられません。公務として活動しているにもかかわらず、なぜ予算が計上されていないのか、この点をまず御説明いただきたいと思います。

○藤村正弘消防局長 三橋委員の御質問にお答えいたします。

音楽隊の経費が計上されていない理由というところでございます。

まず、音楽隊につきましては、委員御指摘のとおり、平成27年度までは約84万円の経費がございました。しかしながら、平成28年度からは全体業務の見直しというところで、廃止ではなく運営の見直しというところで、消防局全体の予算の中で対応することといたしました。

以上でございます。

○三橋和史委員 消防局全体の予算の中で対応というふうなことをおっしゃるわけですが、この予算要求に当たっての積算に音楽隊の活動の部分が含まれているのかどうかというのも一つ疑義がございます。

例えば楽器の修繕や新調などは、本来なら費用を要することは明らかでございます。適切な手入れや修繕が加えられなければ——これは公有財産でございますからね、楽器も。この公有財産の管理実態という面からも問題があるというふうに思います。それにもかかわらず運営費が1円も計上されていないというのは理解できないですね。そしたら、楽器をどの予算で修繕するのかわれたときに、何も、1円も計上されていないので、職員さんが自費で行うか、それともそ

のままほっておくか、これ、どちらかしかないわけですね。これ、隊員に必要な経費を自費で負担させているというような実態があるような疑義も私は抱いております。

ここで私が申し上げたいのは、音楽隊が命令を受けて活動しているという、これ、職員にとっては命令を受けて従事している正当な公務であるにもかかわらず、隊員がほかの職員に気を使いながら訓練に出て、まるで趣味の延長のように捉えられている節もあるという、懸念すべき実態があるということなんですね。この側面は、市の組織として、消防音楽隊の活動経費として1円も予算計上されていないというこの予算編成にもこの考え方があらわれてしまっているものではないかというふうに思います。この運営実態こそが、音楽隊の廃止という意見を生んでしまっている原因になっているのではないかというふうに考えております。

音楽隊の重要な活動目的にも照らし、職員がみずからが当たる公務について誇りを持って遂行できる環境を整備していただくよう求めておきたいと思っておりますけれども、この点いかがですか。

○藤村正弘消防局長 三橋委員の御質問にお答えいたします。

音楽隊につきましては、先ほどありましたように昭和61年10月に発足しまして、現場の広報の一環といたしまして、音楽を通じまして消防行政のPR、そして防火思想の普及というところで、これまでも消防広報としては非常に効果的なものであったというふうに考えております。

今後につきましては、さまざまな御意見もいただいておりますけれども、通常業務の中で、しっかりと広報も含めて対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○三橋和史委員 その現場の消防職員さんが、この音楽隊の隊員の職員が、ほかの職員に気兼ねなく、正当な公務でございますので、しっかりと気兼ねなく取り組んでいただけるような職場環境を整えてあげていただきたいというふうに思います。

音楽隊の今後のあり方に関しては、一朝一夕にはいきませんが、これ、よく研究していただいて、この音楽隊の一部や大半を嘱託の職員によって運営しているというほかの自治体の例もございますし、その点よく研究して、将来の音楽隊のあり方、これを見据えて、来年度も運営の見直しに当たっていただくよう求めておきたいというふうに思います。消防局長には以上でございます。

では、次に、市職員の時間外勤務についてお尋ねをいたします。副市長にお尋ねをいたします。

市職員の時間外勤務の縮減については、鋭意取り組まれていることは承知してございます。その結果として、時間外勤務手当の支給額も抑制されているという効果があらわれているということは私も認識しております。一方で、要求いたしました資料ですね。66番の資料にもございますように、管理職員以外の職員についてでございますが、平成30年度において月50時間以上の時間外勤務を行った職員は276名も現時点において存在している、80時間を超える場合も相当数存在するということが確認できます。

これはやはり改善すべきでありますけれども、どのような事務がふくそうして、長時間にわたる時間外勤務が発生しているものと認識しておられるのかお伺いいたします。

○向井政彦副市長 どのような事務、もちろん事務の内容もそうでございますし、季節的なものもあるのかと思っております。それぞれ事務の内容につきましては、私どももいつも庁議の場で、毎月の時間外勤務を確認する中で、それぞれの担当部長のほうでその内容を確認させていただいております。

全体的にやはり職員が減っているということももちろん課題でもございますし、そのあたりは

限られた人数でどこまでこなしていくのかという、そういう問題もあるのかなと思っております。また、一方では健康面ということも大変重要なことですので、その辺は今後もしっかり把握しながら縮減に当たっていきたいと思います。

○三橋和史委員 続いて、副市長にお尋ねしますけれども、この係長級以下の職員ですね。管理職以外の職員ということになりますけれども、事務の取捨選択、効率化を図り、時間外勤務の縮減に努力するように求めると同時に、時間外勤務の実態と時間外勤務手当の支給実績に差異がないように、念のため求めておきたいと思います。

次に、時間外勤務手当が支給されない管理職員、課長補佐や課長級職員などの時間外勤務が長時間にわたっている実態も見受けられております。私が独自に入手した資料によりますと、管理職員時間外実績は、一例ですけれども、ある職員は平成30年度4月121時間、5月124時間、6月100時間、7月106時間、8月は181時間、9月は114時間、10月は121時間、11月は103時間、12月は136時間というふうになっております。こういった、管理職員の皆さんがいわゆる実質的なサービス残業を強いられているのではないかというふうに私は思います。

これ、管理職員について、まずどのような事務が主な原因として時間外勤務が発生しているのか、副市長、お答えください。

○向井政彦副市長 管理職のいわゆる時間外勤務というものにつきましては、管理監督業務というのが本来のものだと思っております。しかし、今委員がおっしゃったように、実際に一般職と変わらないような仕事もしているじゃないかという御指摘があるということは我々も十分認識しておりますし、実際にそういうこともあるんだと思っております。

それぞれの内容はそれぞれの課の事情にもよりますが、そういう意味でいきますと、本来、管理職がその管理監督業務に専念する、マネジメントに専念するというのが本来の姿でございますので、それが一般職と同じような事務によって時間外勤務になっていくということは、これはやはり余り適切な、また健全な組織の状況ではないというふうに思います。

○三橋和史委員 係長から課長補佐に昇任したところ、給与額ないし単位時間当たりの給与額が減少するというような逆転現象も見られるというのが実態ではないかと懸念しております。時間外手当が支給されない管理職員がその支給されないということを、つまり財政的には雇用側の市にとっては有利な、使い勝手のよいと言うか、そういった職員に対して、本来、管理監督業務をしていただく管理職員に一般の職員が担うべき事務を押しつけてしまっている、残業を押しつけてしまっている、そういった実態も存在しているのではないかというふうに疑問を抱くわけでありませう。これ、改善を強く求めておきます。

議会对応の総合政策部長にお尋ねするんですけれども、管理職員については、この議会对応のために過大な時間外勤務が発生しているという側面があるのではないかというふうに私は考えております。私も、議員になって初めて議会の定例会が開かれた際に驚きましたけれども、私の質問を職員さんが勝手に書いてこられて、答弁も事前に一字一句調整しようとするようなことがございました。

これは議会と長との関係からいっても問題ですし、本来、市職員として公務の範囲を超えた事務を勤務時間中に行っているということでありまして、勤務時間の適正化の観点からも、程度が行き過ぎた質問とり、答弁調整は控えられたほうがよいのではないかと考えておりますけれども、総合政策部長、答えにくいと思いますけれども答えていただきたいと思っております。

○染谷禎章総合政策部長 三橋委員の御質問にお答えをいたします。

議会对応にかかる時間が多いのではないかと御質問ですが、確かに我々といえども、若いときにそういう経験をせずに急に管理職になる、期間が十分準備をされずになっていることから、ちょっとそういうところがふなれなこともあって、対応に時間を要していることもあるかと思えます。だから、本来、議会の対応もどうすべきかということはやっぱりきちんとこれから勉強していく必要があると思えます。

以上でございます。

**○三橋和史委員** この議会における答弁に関しては、各所管課があるわけですから、その所管課の所属長については、日常からその所管事務について凡事徹底をしておれば、質問とり、答弁調整などを本来しなくても、何を質問されても答弁できるというのが普通だと思いますから、また、そうでなければならぬわけでごさいます、その点改善すべきだということを申し上げておきたいというふうに思えます。

管理職員の時間外勤務の実態については、民間でもございましたけれども、名ばかり管理職だと言われることがないように、一般の職員が担うべき通常の事務、これを管理職に押しつけてしまっているというような実態、これは必ず改善していただきたい。先ほど申し上げました管理職員の時間外のこの実績ですね。この数字を見ると、通常では理解しがたい数字がどんどん並んでいるわけですね。奈良市の職員の管理職になると、本当にもう過労死ラインなんて普通に超えているわけですよ。こういった職員さんがいっぱいいらっしゃるわけですね。これは、時間外勤務手当が発生しないということをいいことにそういった職員に事務を押しつけるということは、これ、決して許されないことだというふうに思えますので、早期の改善を強く求めておきたいというふうに思えます。

次に、ごみ収集業務について環境部長にお尋ねをいたします。

ごみ収集業務の民間委託を進めていくという点については、以前から申し上げてまいりましたとおり、方向性としては促進していくべきところであろうかと私も考えてございます。しかしながら、民間委託を安易に、急速に進めてしまった場合には、分限の問題や現職の職員の職場環境の変化などの問題が出てくるという点が指摘されてございます。

本日ここで取り上げたいのは、災害時のごみの収集業務のあり方についてでございます。

民間委託を進めていった場合に、災害時のごみの収集業務体制についてはどのように業務継続性の担保を図ろうとしているか、お答えいただきたいと思えます。

**○奥田晴久環境部長** 三橋委員の質問にお答えさせていただきます。

災害時のごみ収集につきましては、今現在、民間委託率は30%ということで、その分30%を職員で全て行うということは、正直言いますと収集については困難だと考えております。そのため、今現在は他市との相互協定と言いますか、そういう形のものとか、現在環境省で制定されています——ちょっと名前忘れちゃったけれども、申しわけないです——その機構に属しまして、昨年度も8月、9月のあの台風のときには、和泉市の応援にもその業務の関係で行かせていただきました。奈良市で起こった場合でも、その環境省が設定しておられるそういう災害応援という形の応援をいただけるものと考えております。

以上でございます。

**○三橋和史委員** そうしますと、民間委託している部分については、その委託契約の中で災害時の取り決めなどはないということなんでしょうか。

**○奥田晴久環境部長** 現在、具体的な災害時の契約はなかったように記憶しております。

以上でございます。

○三橋和史委員 地震が発生した場合を想定しますと、地震というのは局所的に発生する場合もございますけれども広範囲で被害が発生する場合もございます、相互協力等の体制をとっているといっても、近隣自治体も同時に被害を受けているという場合もございます。

やはりこの民間委託を推し進めているという部分の中で、やはり行政が直営で担っている収集業務の部分でしか災害対応できないというものではないと思います。民間でも、民間委託を進めている、あるいはその委託先の業者において災害時の対応も十分行えるというような場合も十分想定できるわけですから、そういった契約の委託のあり方について、現在、災害時の取り決めがないということでございますので、災害時のごみの収集体制に問題が生じるというのは明らかでありまして、先ほど私が例示で申し上げたような事態も容易に想定できるわけでありまして、民間委託を進めるに当たっては、こういった諸課題を丁寧に検討するよう求めておきたいと思いますが、いかがですか。

○奥田晴久環境部長 三橋委員の御質問にお答えさせていただきます。

今後の、また平成32年度から考えております清美公社以外の民間委託という形のところの中でも、その辺を含めまして検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○三橋和史委員 次に、続いて環境部長にお尋ねしますが、来年度予算案におきまして、リサイクル推進課の業務だと思えますけれども、委託費5000万円程度、五千数百万円の委託費用が計上されているというふうに認識しておりますけれども、実際、リサイクル推進課の職員の今年度末における退職予定者というのはゼロだということが調査で発覚しておりますけれども、退職者がゼロであるにもかかわらず、委託費用を五千数百万円も計上しているんですね。これ、なぜなのかということを知りたいと思うんですけれども。

人件費そのままで委託費が5000万円ふえるということであれば、今年度もリサイクル推進課においては業務は滞りなく実施できているものと私は認識しておりますけれども、そしたら、5000万円は一体何なんだということなんですけれども、その点御説明いただけますか。

○奥田晴久環境部長 三橋委員の御質問にお答えさせていただきます。

リサイクル推進課におきましては、今年度末で退職する職員はおりません。しかしながら、環境部全体を見ますと、退職する職員もいることは確かでございます。リサイクル推進課のみで考えるのではなく環境部全体としての人員を考えた場合におきましては、民間委託していく必要があると、そのように考えております。

以上でございます。

○三橋和史委員 環境部全体のことを考えてということなんです。そしたら、環境部全体で来年度、今年度と比べて人員はどうなるんでしょうか。

○奥田晴久環境部長 お答えさせていただきます。

ちょっと今、退職者の正確な人数につきましては手持ち資料がございませんが、不正確になるかもわかりませんが、5名から6名の60歳の定年退職者がいたように記憶しております。

以上でございます。

○三橋和史委員 再任用の退職者についても考慮する必要があると思えますけれども、その職員の退職人数は何名ですか。

○奥田晴久環境部長 お答えさせていただきます。

約6名、人数で約という数字もなんですが、6名であったように記憶しております。

○三橋和史委員 そしたら、私の調査でもう判明しておりますけれども、環境部の全職員で大体200名程度いらっしゃるんですね。新規採用予定者については5名、再任用希望者は毎年ほぼ全員ですね。で、環境部の退職者の内訳ですけれども、まち美化推進課については3名、環境清美工場については3名、土地改良清美事務所ゼロ、収集課ゼロ、リサイクル推進課ゼロで、再任用退職者7名。これ、差し引き2名減なんですよ。

2名減の環境部の業務を担うために、これ、5000万円の委託費を出すということですか。

○奥田晴久環境部長 三橋委員の御質問にお答えさせていただきます。

現在、この4月からの採用は人事当局から5名と聞いておりますが、今回、今現在におきましても、収集課におきましては収集車1台当たり3名乗車というのを今のところ市の基本としておりますけれども、そこに欠員が生じております。また、まち美化推進課におきましても、現在、昨年度に比べましたらパッカー1台当たりの収集量が減っているという事情もございますので、全体で見れば今現在欠員が生じている状態と、私はそう理解しております。

以上でございます。

○三橋和史委員 そしたら、その欠員は何名なんですか。

○奥田晴久環境部長 お答えさせていただきます。

全体として私自身が欠員として考えておりますのは、5名です。

○三橋和史委員 先ほどからのやりとりを聞いていただいて、市民の皆さんはおかしいなというふうに思われると思いますけれども、これ、現年度において通常の業務は遂行されているんですね。で、リサイクル推進課においての退職者はゼロ名だと。なぜ5000万円の委託費用が発生しているのかという質問を私はいたしました。そしたら、環境部長は、環境部全体の職員が減るだろうから、これを補うために5000万円のこの委託費用なんだということをおっしゃるんですね。その差し引きですね。今年度から来年度、新規採用、退職者等も勘案しますと2名減なんですよ。2名減のところこの委託費用5000万円を計上している。明らかに過剰だというふうに思います。

人件費はそのまま委託費用5000万円を計上している。この環境部の全体の欠員を補うものというふうにはおっしゃいますけれども、この数字からやりとりしても、やはりこの5000万円は過剰だと思います。委託することによって全体として費用が大きくなって、これに関する委託費用というのは無駄に帰するのではないかというふうに申し上げておきたいというふうに思います。環境部長、以上で結構でございます。

防災対策について、危機管理課長に質問いたします。

地域防災計画の見直しについては、これまで幾度かにわたって求めてまいりました。その中でも平成30年、昨年9月にも指摘いたしました。奈良市における避難情報の発令方法についてであります。

現在、避難指示や避難勧告などの避難情報については、奈良市では基本的に小学校区単位で発令しております。しかしながら、同じ小学校区内であっても地理的条件の異なる地域が存在するわけでありまして、一律に小学校区を発令の単位にしているというのは大ざっぱ過ぎるのではないかとこのことを指摘してまいりました。

つまり、本来であれば小学校区内の一部だけを避難の対象にすべきところを、小学校区を一くくりにして避難情報を発令しているわけですから、本来は地理的な状況から避難が全く不要な世帯にまで避難を勧告している、あるいは避難指示を出しているというのが現状であって、場合に

よってはそれがかえって、不要な避難行動によって危険を招来したり、避難者の集中により避難所の運営に支障を来したりするおそれがあるものと考えております。

私が指摘しましてから、その後の検討状況についてお答えください。

**○村上進一危機管理課長** 三橋委員の御質問にお答えいたします。

小学校区単位で発表している避難情報に係るその後の検討状況についての御質問でございます。

現在、豪雨災害等発生時における避難情報につきましては、小学校区等単位で小学校区等の全域に発表することとしております。これは地域住民の皆様にとっての理解の容易性や、自主防災・防犯組織との連携などを考慮して行っているところでございます。

先般の委員からの御指摘を受けまして、土砂災害警戒区域、あるいは浸水想定区域に限定しまして避難情報を発表することも視野に入れて検討中でございます。

なお、先月末からは奈良地方気象台との協議も開始しておるところでございます。

本件につきましては、市民の命に直接かかわることでございますので、今後、奈良地方気象台を初め関係機関、自主防災・防犯組織等と連携しながら慎重に検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○三橋和史委員** 土砂災害警戒区域、また浸水想定区域などについては、これは多額の費用をかけて、法令に基づいて詳細に指定を進めてきたわけでありませぬ。肝心の避難情報の発令段階において大ざっぱな取り扱いをしてしまつてはそれらを生かし切れないということにもなりますし、無用の混乱を生み、さらに言えば、避難情報が発令されていても実際には不要な地域まで含まれているという状況が繰り返されれば、本当に避難行動をとらせるべき際に避難行動につながらなくなるという重大な悪影響もあるというふうに考えておりますので、これについては早期の改善を求めておきたいというふうに思います。気象台との協議をされているということについては、一定の評価をしたいと思ひます。

続いて、危機管理課長にお尋ねしますけれども、GIS——地理情報システムの活用については、防災の観点からも昨年から私、促してまいりました。

この活用状況にも関係しますけれども、危機管理課において浸水想定区域、土砂災害警戒区域の位置情報を電子データとして保有しているかどうか確認させてください。

**○村上進一危機管理課長** 委員の御質問にお答えいたします。

現在におきまして、土砂災害警戒区域及び浸水想定区域につきましては、現状、細かいところまでは更新というのはできておりませぬ。

特に土砂災害警戒区域につきましては、順次、今、県のほうで特別警戒区域の基礎調査を行つておる状況でございまして、そのデータの反映が追いついていないというふうな状況でございませぬが、今後、指定の最終が、平成32年度末までに完成するというふうに聞いておりますので、そのタイミングも見計らいまして更新のほうをさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

**○三橋和史委員** 土砂災害防止対策における基礎調査というのは、基本的には5年の期間で調査を繰り返し行つていくというものなんですね。1巡目については、土砂災害警戒区域を指定するためにやつていった。それで、今は土砂災害特別警戒区域についての基礎調査を進めていっているという段階ということは、土砂災害警戒区域についてはもう指定し終わっているわけございませぬから、奈良市もこの電子データをしっかりと保有して、避難情報の発令等に役立てていただき

たいというふうに思うんですけども。

次に、現時点で避難情報の発令単位としての小学校区について、これは電子データとして、位置情報として危機管理部局で保有されていますか。

○村上進一危機管理課長 御質問にお答えいたします。

現状におきまして、小学校区等単位の細かい位置情報、区割り等については、一部理解はしておりますが、GIS等への反映というのはないというふうに考えております。

以上でございます。

○三橋和史委員 それでは、奈良市内の町名、字界ですね。これの位置情報、これの電子データは保有されていますか。

○村上進一危機管理課長 委員の御質問にお答えいたします。

町名単位のデータにつきましては、GISのほうに反映しているというふうに認識しております。

以上でございます。

○三橋和史委員 防災対策を検討するに当たりまして、このGIS——地理情報システムの活用というのは、これは必須だということを昨年の平成30年の9月14日にも私、申し上げました。GISの活用の職員の技能向上についても、これはぜひ取り組んでいただきたいということを指摘してまいりました。

そのとき、危機管理課長は前向きに検討するというのを答弁されておりましたけれども、それから半年以上が経過いたしましたけれども、GISの操作技能の向上のために実施した取り組みについて教えてください。

○村上進一危機管理課長 御質問にお答えいたします。

GISの取り扱いの職員への研修につきましては、今現在、具体的に危機管理課の中で対象職員に対しまして行う予定をしておりますが、具体的には細かいところまでその調整を行えていないのが現状でございます。しかしながら、平成31年度におきまして情報政策課とも協議をしております、GISの技能向上のための職員研修を確実に実施できるように、現在調整をしているところでございます。

以上でございます。

○三橋和史委員 避難情報の発令単位を丁寧に、効果的に改善していくためには、そのGISの操作の技能向上の取り組みというのは大前提だというふうに思いますから、今までも繰り返し申し上げてまいりました。しかしながら、ただいまの答弁では、半年たっても取り組みの実態については余り芳しくないように思われますので、改善をしていただきたいというふうに思います。

そもそもリアルタイムの雨量情報については、これ、気象台が5キロメッシュで提供しているんですね。奈良県は1キロメッシュで提供していますね。土壌雨量指数についても提供されていると思います。こういった情報をあらかじめ調査によって明らかにしている浸水想定区域や土砂災害警戒区域の位置、そうした保全対象となる民家などの位置に照らして、効果的な避難情報の発令、また避難所の開設などに当たって適切な判断ができていないというのが現状ではないかというふうに思います。危機管理部局の職員のGISの技能向上、これは必ず取り組んでいただきたいというふうに意見しておきます。

そして、先ほども申し上げましたように、小学校区を1つの単位として避難情報を発令しているということでございますけれども、情報政策課長にお伺いしますけれども、この小学校区につ

いて避難情報を発令しているんだということを今答弁でもおっしゃいましたし、現状、そういう運用をされているんですけども、リアルタイムの雨量情報をパソコンで見ながら、そしてこの小学校区はどこなんだというデータの持っていらっやらないということなんですけれども、これで一体どうやって避難情報を発令しているんだと私は疑問でならないんですね。

各課あるわけであって、教育委員会等もこういった小学校区のデータというのは必ず持っているはずなんです。こういったデータを庁内で共有して、こういった防災対策にも役立てていただきたい。そのために、私はオープンデータの取り組みが必要だということを前にも申し上げましたけれども、その取り組みの状況についてお答えいただけますか。

**○大西 登情報政策課長** 三橋委員の御質問にお答えします。

ただいまGISに掲載していただいている情報につきまして、まずは庁内で共有していくということで、先般の総務委員会の中でも委員から御指摘いただきまして、情報政策課のほうも取り組みのほうを始めております。

データの特性上、全庁で共有できないものが含まれておりますが、それ以外につきましては各課に働きかけることによりまして全庁共有の可否を判断し、今後も共有に努めてまいりたいと思っております。データを所管する課に直接働きかけるなどをしまして、理解と協力を得られるように努めてまいりたいと考えております。

**○三橋和史委員** この取り組みについても、私、半年前に指摘をしまして、副市長のほうからも前向きに取り組むというような答弁があったように記憶しております。

これ、取り組んでいかないと、こういった防災対策についても十分なデータがないままで運用しているというような実態でありますから、来年度、改善に向けて取り組むということを経営管理課長はおっしゃっていますので、各課の皆さん、個人情報や税情報を除いては基本的には庁内で共有すべきものだというふうに私は思いますから、庁内共有をした上で、そしてその次はオープンデータ化して、民間の皆さん、また地域住民の皆さんにも情報をどんどん公開していく、これが行政としての基本的な考え方だというふうに思いますけれども、この取り組みを進めていただきたいと思っておりますけれども、副市長、いかがですか。

**○向井政彦副市長** オープンデータにつきましては、奈良市のほうも進めていきたいという意向は強く持っておりますので、今おっしゃいましたように、具体的に進めるように頑張りたいと思います。

**○三橋和史委員** ぜひよろしく願いいたします。ありがとうございました。

次に、ブロック塀等撤去費補助事業について、建築指導課長にお尋ねをいたします。

昨年、平成30年6月の大阪北部地震における被害の発生を契機に、危険なブロック塀等については撤去していく必要性が強く指摘されてきたところであります。

奈良市においては、昨年、平成30年11月からことし2月までの期間にこれに対する補助事業を実施し、対象となる箇所を市内から募集していたところですが、募集件数及び応募のあった件数をお答えください。

**○金子和正建築指導課長** 三橋委員の御質問にお答えいたします。

平成30年度募集件数につきましては40件、そのうち8件の交付を決定いたしました。

以上でございます。

**○三橋和史委員** ブロック塀等撤去費用補助事業については、その必要性は認められるところでございますけれども、その執行方法の改善を求めたいところであります。

募集40件がありながら実際に適用したのは8件にとどまっている、こういったのが実情でありますから、奈良市の面積、また道路延長、通学路の延長などを考慮しますと、この8件にとどまっているというのは、これは少な過ぎるわけであります。実効的な施策として推進するのであれば、危険性が見受けられる箇所の施設の所有者や管理者に対してこの補助事業を積極的に案内したり、行政から改善を指導したりするなどの取り組みが必要ではないかと思うところであります。いくら予算を計上したからといって、行政職員が市役所で待っていても、効果が見込めるものではないですから。生命を守るための施策でもありますので。

これ、40件の予算を来年度も計上していますよね。その分の事業を必ず執行していくという姿勢を見せていただきたいというふうに思います。この執行方法に工夫を加えていただきたいと思っておりますけれども、いかがですか。

○金子和正建築指導課長 お答えいたします。

平成31年度は、さらに多くの市民に活用していただけるよう、市民だよりを初めホームページ、フェイスブック、ツイッター等で周知・広報活動を幅広く行い、引き続き事業を行っていきたくと考えております。

また、通報あるいは情報提供等があり、危険なものにつきましては、所有者に対し補助事業を活用していただくよう積極的に働きかけていきたいと考えております。

以上でございます。

○三橋和史委員 ありがとうございます。

市民だよりに掲載したからといって、またSNSで発信したからといって、待っていても応募はないというふうに思います。積極的に個別の箇所に対して、その箇所の所有者、管理者に対して働きかけるといような趣旨の答弁だったかと思っております。ぜひ、年間40カ所にとどまりますけれども、地道に着実に執行していけば、数年経過すれば100カ所、200カ所と危険箇所がその都度是正されていくという効果が見込めますから、ぜひ建築指導課において、使命感を持って取り組んでいただくよう求めておきたいと思っております。

次に、総務部長にお尋ねいたします。

予算案には職員の研修費用等が計上されておりますが、この点についてでございます。

職員の法務能力の向上のための取り組みについてですが、これは本会議でも取り上げましたが、既に今年度から昇任試験において法務分野を導入するに至ったということは一定、評価したいと思っております。そして、既に管理職についている職員の法務能力の確保のための取り組みにつきましては、研修を実施するという旨の方針が答弁で示されたところであります。私は、この方針は一面において評価することができるものと思っておりますけれども、一面においては再考すべき要素があるものと考えております。

そもそも職員の法務能力の向上のための取り組みを論じるに当たりまして、この取り組みの趣旨、目的は、市職員が行政職員として当然に要求される必要最小限度の水準の法的知識及び技能を身につけるべきであるということが前提であると考えておりまして、その水準を超えて、より専門的で高度な水準を習得させることまでは目的としていないということをまず確認しておきたいというふうに思います。すなわち、昇任試験で要求されている法務能力の水準というのは行政職員として当然に要求されるべき程度のものでありまして、本来なら各職員が自己研さんによって習得すべき内容ではないかというのが、私が持っている疑義の内容であります。

つまり、この研修について、公費を投じて実施する必要がある内容と言えるのかどうかという、

この点について御所見をお伺いします。

○吉村啓信総務部長 ただいまの三橋委員の御質問にお答えいたします。

職員の、特に管理職の法務能力に関する御質問をいただきました。

本市の人事制度におきましては、職員として必要な経験を積んだ上で、かつ昇任試験を合格した者を管理職として任用しておりますので、その過程で一定程度の法務能力、先ほど必要最小限度と申されましたけれども、その法務能力が培われると思っております。

今年度につきましては、法令の担当部署——法務ガバナンス課が中心になりまして、課長級以上の管理職を対象としてリーガルマインドの研修を行ったところでございます。今後、実効性のある研修となるように、管理職に必要な法令知識の習得に向けた取り組みを継続して進めたいと思っております。

あと、公費を投入するののかという点につきましては、研修予算の中です、あるいは職員が業務の中で外部委託などの予算をかけずにするという方法があると思いますが、どの方法がいいのか検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○三橋和史委員 その想定されている研修の頻度、また総時間数、内容について御説明いただけますか。

○吉村啓信総務部長 お答えいたします。

今まさに検討中ですが、例えば新たに課長になった、あるいは新たに課長補佐に昇進したという職員に対しまして研修をするというふうなことを想定しているところでございます。

○三橋和史委員 研修を一度だけ実施したからといって法務能力が直ちに養われるというようなものではありませんし、継続的な取り組みによって徐々に向上していくものだと思います。

したがって、昇任試験にかわるものとして、既に管理職についている職員に対して想定している研修というものは、ただ一度きり、ないし二、三度だけ実施して終わりというような表面的なものであれば、単に体裁を整えるためだけの研修であるという批判は免れないというふうに思います。実質の伴ったものにしていくべきだというふうに思います。つまり、ここにいう研修というものは、昇任試験にかわるものとして客観的にその能力の具備が裏打ちされると言えるほどのものになるような内容にしなければならないというふうに考えております。

一方で、私は、行政組織においてその構成員に、ある能力を習得させるために全員に一律の研修を受けさせるという手法は必ずしも適切ではないというふうに思います。誠実に日々の自己研さんにいそしんできた職員にとっては身につけていて当然の内容の研修を、改めて受ける必要はないというのがその理由であります。能力の低い職員に合わせて、能力のある職員がその研修につき合わされるというようなことは、職員教育の観点からも、税金、公金の使途の適正化の観点からも不適切であるというふうに思います。この問題点を踏まえて、決して一律に、機械的に対象者を絞って研修をするというようなことは、望ましいものではないのではないかというふうに思います。

新規採用職員を対象とするならまだしも、本来なら既に身につけておくべきことが期待される管理職員ですよね。法務能力の基本的な内容の研修を一律に実施してしまうということについては、必ずしも異論なきところとは言えないものと申し上げておきます。既に法務能力が十分に備わっている職員がその能力の水準よりも低い研修を受けるというようなことは、無駄な取り組みであります。法務能力の具備を担保するという取り組み手法としては、一律に全員の研修を実施

するのではなくて、例えば任意の試験を実施して、その成果が好ましければ研修の受講を免除すると。成績が一定の水準を下回っている職員のみを研修の対象とするといったような工夫が必要であるというふうに思っております。この点は意見とさせていただきます。

引き続き、法制執務の質の向上の観点から質問をいたします。

法制事務を適正に担うべき体制を整備するよう、国からも求められているものと承知しております。奈良市は特に中核市でありまして、事務の拡大及び複雑化を受けて、より専門的に法制執務に秀でた職員を、目下の課題としてだけではなくて将来にわたって養成していくべきことが強く求められるものと認識しております。

これを踏まえて申し上げますが、私は、一過性の研修ではこういった専門的な法制執務に秀でた職員を養成することは到底不可能だというふうに考えております。例えば、参議院法制局や衆議院法制局に職員を派遣してこういった職員の養成を図っている公共団体もありますけれども、奈良市においてこういった取り組みを検討すべきではないかというふうに考えております。若手の市職員の中にもこういった派遣を希望する職員もいるものと思いますし、法制執務の向上によって事務の顕著な効率化・適正化を図ることができるものと思いますけれども、御所見はいかがでしょうか。

○吉村啓信総務部長 お答えいたします。

職員の法制執務能力に関する御質問をいただきました。

法制担当の専門職員の養成に関しましては、専門性を有する部署・組織に職員を派遣して、実際の業務に携わって、その中で知識、スキルを身につけていくということがその職員にとって大きな経験となり、育成にもつながるというふうに思っております。

しかしながら、三橋議員が先ほど申されました衆議院あるいは参議院の事務局でありますとかに派遣するという点に関しましては、派遣先の事情も踏まえまして調整を要するものでございます。奈良市の一存で決められることでもございません。また、本市の人事配置の関係上、派遣に出せる職員には限りがあるということもございますから、現時点では難しいと考えておりまして、現在行っている奈良県あるいは市町村アカデミーなどへの派遣研修によって職員の法制執務能力を向上させたいと思っております。

以上でございます。

○三橋和史委員 私、この点は今初めて申し上げましたので、今すぐこの取り組みを実施しますという答弁はできないというのは理解できますけれども、この法制事務が円滑に行われていないということによって事務の停滞、また事務のふくそうが発生して、かえって人手不足に陥っている面は散見されます。

現に、私から行政執行に関しまして法律上の課題に関する見解を求めても、まず議論がかみ合わない。で、問題点の把握に時間がかかる。ようやく問題点を把握できても、解決策を提示するために時間がかかる。そもそも問題点すら把握できていないために市民との紛争に発展し、その事務処理に余計に労力を要しているというようなことは非常に多いわけでありまして。法制事務の能力に秀でた職員を養成すれば、こういった事務の顕著な効率化・適正化を図ることができるものと思いますし、議会事務局についても、優秀な職員の方はいらっしゃいますけれども、議員や議会の政策立案、立法施策の能力を強化していくためにも、市全体の人事施策として検討していただくよう求めておきたいというふうに思います。

目下の人手不足に対処するために将来のこういった職員を養成する取り組みを後回しにしてし

まっでは、10年後、20年後の市役所の質にもかかわってくるわけでありますから、どちらが奈良市にとって有意義であるのかという観点から、よく検討を行っていただきたいと思います。これ、一度検討していただきたいと思うんですけども、いかがですか。

○吉村啓信総務部長 お答えいたします。

ただいま議員がおっしゃいました趣旨も踏まえまして、検討させていただきたいと思います。以上でございます。

○三橋和史委員 ぜひ検討していただきたい。そして、奈良市の将来のためにどちらが適切なのかという検討をして、結論を出していただきたいというふうに思います。

最後に、監査委員事務局についてでございますが、これは人事の問題ですので引き続き総務部長にお尋ねしますけれども、来年度の監査委員事務局の職員数ですね。これは何名として人件費を計上されていますか。

○吉村啓信総務部長 お答えいたします。

各課の積み上げに関しまして、今この場で資料を持ち合わせておりませんので、済みません、申しわけございません、お答えできません。

○三橋和史委員 もう時間がございませんので答えていただかなくて結構ですけれども、現状7名なんですね。で、条例定数でいえば8名なんですね。仮に7名として積算して人件費を計上していれば、これはまた監査委員事務局の人員が足りないということになりますから、この点、代表監査委員からも加配の要求等もあるかと思いますが十分に配慮して、来年度の人員配置について適切な措置を講じていただきたいというふうに思います。

時間が参りましたので、本日7項目について質問させていただきました。これら以外にも諸課題がございますし、今、検討しますと、研究しますと答弁されたことについては必ず結論を出して、また教えていただきたいというふうに思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○横井雄一委員長 議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前11時58分 休憩